

第 1 1 回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日 午後 2 時 0 0 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事 2 名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1 . 報告事項 臨時職員の任免 2 . 報告事項 平成 2 1 年度教育委員会後援名義使用の承認状況 （第 2 四半期） 3 . 報告事項 臨時職員の任免 4 . 報告事項 平成 2 2 年度隣接校選択制希望集計結果 5 . 報告事項 区立幼稚園児応募数の推移 6 . 報告事項 就学援助の実績	

審議経過

委員長)

第11回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は加藤委員と清田委員にお願いいたします。

(1) 報告事項第1号 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

臨時職員の任期の更新について教えてください。

教育総務課長)

臨時職員は任用期間が6ヶ月で、1回に限り更新できます。更新期間も6ヶ月で、最大で1年間任用できます。ただ、一定の期間を空ければ再任ができます。

委員)

この再任されている方たちの在任期間は5ヶ月ですので、一定の期間を置いて再任されたということでしょうか。

教育総務部長)

臨時職員の雇用については、最大でも1年間です。再度雇用する際には一定の期間を空けます。それについて明確な規定はありませんが、豊島区では1ヶ月として全庁的に統一しています。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(2) 報告事項第2号 平成21年度教育委員会後援名義使用の承認状況(第2四半期)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

会場が区内の施設でないところの場合でも豊島区教育委員会は後援をしていますが、会場となった区の教育委員会も後援をしているのでしょうか。

教育総務課長)

会場となった区の教育委員会でも後援をしております。39番は北区の特別支援学校が主催者で、対象を各区の特別支援教育を担当している先生だけではなく、就学前の保護者も対象です。広く23区に呼びかけているということで後援名義の申請がありました。

教育指導課長)

都立北・王子・王子第二特別支援学校につきましては、豊島区を学区域として持っております。豊島区には特別支援学校がありませんので、副籍や就学相談等で実際に豊島区の

児童・生徒が通っております。55番の特別支援報告会におきましては、昨年度は共催という形で目白小学校や豊成小学校が発表をいたしました。

委員)

名義使用のみを承認ということで、それにかかる経費等の支出はしないのでしょうか。

教育総務課長)

経費の支出は一切いたしません。

委員)

薬剤師会においても健康展を行っています。こういった場合にも後援名義の申請をしたら承認されるのでしょうか。

教育総務課長)

審査基準がございまして、事業内容について教育、学術及び文化の向上普及に寄与するもので、公益性があり、教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであれば、承認される可能性はあると思います。

委員)

45番についてですが、区内の中学生の参加人数などは把握されているのでしょうか。

教育総務課長)

中学生を30名募集していますが、実際に参加した人の学年別の内訳等はございません。

委員)

区内の中学生に限定して募集しているということではないのでしょうか。

教育総務課長)

豊島区の中学生という限定はございません。

委員)

後援名義使用を承認したあと、教育委員会としてはこういった事業のアナウンスや周知はするのでしょうか。

教育総務課長)

広報活動は主催団体でします。後援名義使用を承認した団体が学校へちらし等を配布する場合は、交換便利用を可能にするなどの便宜を図っております。

委員)

すると後援名義使用を承認された事業について、子どもや保護者は知る機会があるということでしょうか。

教育総務課長)

ちらしを子どもや保護者全員に配る場合は知る機会はあると思いますが、ちらしの数も限られている場合もあります。そういったときは学校にちらしを置いておき、子どもたちが自由にもらっていくという方式になりますので、全員に周知されないこともあります。

委員)

後援名義をいただいた案件に関しては、主催者は交換便を使って学校にちらしを配布するなどのPRをすることができるということでしょうか。

教育総務課長)

交換便には許容量もありますので、大量にちらしを持ってこられても対応できません。事前の相談をいただいてから、交換便利用が可能かどうかの判断をいたします。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(3) 報告事項第3号 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第4号 平成22年度隣接校選択制希望集計結果

<学校運営課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

希望申請票の増がゼロの学校がいくつかあります。これは地域的な問題もあるのでしょうか。

学校運営課長)

他の隣接区域から入りづらい地域であると思います。電車の線路や大きな道路があったり、坂道があったりするので、他の地域から流入するのが難しい学校であると認識しております。また今回はインフルエンザが流行り、授業参観週間が中止になったりした学校もございましたので、それも要因ではないかと思えます。

委員)

希望申請票が多い学校はくじびきをすることですが、くじが外れたらどうするのでしょうか。

学校運営課長)

希望申請票の多い学校は、私立進学希望者が多いところで、抽選前にもう少し減るのではないかと考えております。ただ、抽選が外れた場合はもとの指定校に行っていただくこととなります。

委員)

それについて問題や不満等はなく、納得していただいているのでしょうか。

学校運営課長)

一旦希望されたことですので、制度上はやむを得ないのですが、就学時検診についても希望校で受けておりますので、希望校に進学したいという気持ちはとても強いと思います。内容をうかがった上で、例えば兄弟関係など指定校変更に対応する理由がある場合には、余裕のあるなしに従って判断するということがあります。

委員長)

抽選のあと、補欠として順番を待っているということはあるのでしょうか。

学校運営課長)

かつては補欠があった例もございますが、決定までに時間もかかり、中途半端な状態は好ましくないということで、今回は数を決めて抽選にします。

委員)

新入学予定者数が40人の学校は1人増えるか増えないかで大きな問題となると思います。

教育総務部長)

保護者の動向はなかなか読みづらいと思います。例年、小学校の新入学予定者数から1割くらいは私立・国立へ移る傾向がございます。区域外就学や転入等で増える可能性もありますが、単学級になる学校もいくつかあると思います。これは学校選択制だけでなく、保護者の動向で動きます。安定な学校経営をするにはこういった動きがない方が望ましいですが、子どもの数も減っていますので、学校の数も適正であるのかという議論にもつながります。また、中学校の新入学予定者数は、例年4割弱が私立・国立の学校へ進学しますので、多いところでは50人くらい減ってしまう学校もあります。中学校の場合は隣接校選択制よりも区立離れという問題もあると思います。公教育を担うものとして、長期的な視点も必要であると考えております。学校改築を早く完了させ、豊島区は敷地が狭いのでできるだけ広い校舎にし、教育内容をレベルアップさせるなどさまざまな対応が引き続き必要であると思います。

委員)

平成21年度現在の児童・生徒数はどれくらいなのでしょう。

学校運営課長)

平成10年9月13日現在のデータですが、学齢児童数は1,378人、学齢生徒数は1,353人でございます。平成21年度は平成20年度に比べると減少しております。

委員)

隣接校選択制の希望申請票が40人を超えると抽選とのことですが、42、43人でも抽選をするのでしょうか。

学校運営課長)

昨年度は40人を超えていましたが、私立へ進学する可能性も高いということで抽選を行いませんでした。抽選日までに40人を下回れば、抽選の必要はありません。40人を超えたら厳密に抽選をするかどうかについては、現時点では判断は難しいところです。しかし、基本姿勢としては抽選をしていきたいと思います。

教育総務部長)

補足をいたしますと、受入数が40人以下であっても抽選をすることはございます。学校の教室の余裕があるかないかが関連してきます。抽選の時期ですが、私立の入学見込みがつく年明けまで待てば人数は減りますが、その時点では学校の受入準備が間に合いませ

ん。年明け以降にも区域外就学や転入等もございますので、抽選の時期としては12月がぎりぎりとなります。年が明けて私立の合格発表があれば、希望申請の数は総数で50、60人は減ると思います。手続き上や時期的な問題もあり、ある一定の時期に抽選をして、隣接校選択の数を確定させなくてはなりません。これは制度上、やむを得ないと思っております。

委員)

例えば、クラス数でいうと、81人以上120人までが3クラスと人数の幅があります。極端に言えば、クラス数が変わらなければ、抽選はしなくてもいいのではないかと思います。

委員長)

人数が1、2人増えるとできない授業というのはあるのでしょうか。

学校運営課長)

学校施設の関係ですと、2クラスまでしか対応できない学校もあります。抽選後の指定校変更や転入に対応するために、ある程度の余裕を確保しておかなければなりません。ぎりぎり40名ですと、抽選後に転入してきた児童が地元の学校に行けないということもございますので、保護者の方にご理解いただく必要があると思います。

委員長)

保護者の方に説明するときは、施設面から対応できないということと、隣接校選択の人数に決まりがあることの両面から説明をしないと納得していただけないと思います。

教育総務部長)

隣接校選択制は10年目を迎えました。導入直後は一定の学校に希望が殺到し、なぜ抽選をしないと入れないのか、補欠はいつまで待つのか等の問題がございました。しかし現在では毎年、9月前後に学校説明会を開催し、12月に抽選をするということにほとんどトラブルはなく、抽選結果もスムーズに受け入れられています。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第5号 区立幼稚園児応募数の推移

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

ご意見、ご質問はありますか。

委員)

どこの幼稚園も定員割れをしてきていると思います。これは子どもの数が減ったのではなく、子どもが保育園に流れていっているからです。公立幼稚園は私立幼稚園との兼ね合いもあると思います。豊島区では公立幼稚園児が減ってきていますが、私立幼稚園児はどうなのか、また保育園との関係はどうなのか、分かる範囲でいいので教えてください。

学校運営課長)

豊島区の幼稚園の状況としては、まず私立幼稚園が先行し、それを補完するという意味で区立幼稚園を作りました。当初は区立幼稚園は1年保育でしたが、それを2年保育にし、私立幼稚園を補うということで区立幼稚園はスタートしました。保育園と幼稚園の状況ですが、近年、勤労する女性が増えたということで保育園に移る傾向がございます。公立・私立幼稚園を合わせた比率と公立と私立を合わせた保育園の比率では、保育園の方が上回っております。社会情勢から言っても、保育園の方が保護者の需要が多いということを反映していると思います。

委員)

豊島区の保育園の待機児童数はどれくらいなのでしょう。

教育総務部長)

もともと豊島区の保育園は32園あり、4園廃園となりました。従来から豊島区は保育園の密度が高く、待機児童は少なかったのですが、一昨年は50人を超え、国が義務づける保育計画を立てました。平成21年度はさらに増え、待機児童は百数十人くらいになりました。豊島区の保育園状況も待機児童が増えて、様子が変わってきております。

教育長)

現在は、保育園の待機児が増えて保護者が就労できないという問題や、保育園のニーズが増えて幼稚園児の入園希望者数が減少しているという問題があります。結果として、幼児期の教育がおろそかになっていることに子どもは心を痛めております。これは学校教育にも派生する大きな問題でもあります。また、家庭教育のあり方や、家庭教育の第一義的責任が保護者にあることが教育基本法でいわれてから3年経ちましたが、社会的な施策や重点化があまり進んでおりません。政権が変わったことにより、基準を変えてでも都市部の待機児童を減らすために学校に保育園を作ったりしています。豊島区でも保育園を増設していこうという動きがありますが、全体としてはすべてのニーズには応えられておりません。公立幼稚園の問題についても、保育時間を延長する、3歳児から受け入れをするなど保護者のニーズに応えていくことが必要です。幼稚園教育を希望はするけれども、保護者のニーズに必ずしも合っていないということがいえると思います。私立幼稚園と力を合わせて、幼稚園教育の質や保護者のニーズに応えていけるようにしていくべきです。最終的には幼稚園と保育園とバランスをとり、少子化対策の一貫として子どもの受け入れ態勢を整え、幼児教育の充実や幼小一貫教育を推進していくことが大事だと思います。

委員)

豊島区の幼稚園は私立幼稚園の補完という意味合いで作られたとのことですが、これからは社会の要望に応えることを目的として考えていくべきです。これから教育ビジョンを考えていく際にも、こういった視点から議論していただきたいと思います。

教育総務部長)

教育基本法においても、幼児教育は位置づけられており、これからの幼児教育は重要な課題であると受け止めております。公立幼稚園の応募数については、私立幼稚園の関係もありませんが、豊島区立幼稚園の入園数が9名以下になったら廃園するという存置基準がご

ざいます。現在の教育ビジョンの検討の中で、現在の幼稚園のニーズということで区立幼稚園も3年保育や預かり保育ができないかということは検討課題としてあります。また、新たな問題としては障害のある子どもに対するケアも手厚くするべきではないかという考え方も一般的になりつつありますので、こういった対応も含めて教育ビジョンの中で考えていきたいと思えます。

委員)

保育時間の延長については考えられているのでしょうか。

教育総務課長)

預かり保育の時間を設けること、3年保育にすることは、教育ビジョンの区立幼稚園の見直しの中で合わせて検討していきたいと考えております。保育時間の延長をするにあたっては、人の確保が大切になりますので、こういった措置をすぐにできるかということになります。公立幼稚園は私立幼稚園の補完という考え方でこれまでできていますが、それを急に変えるとなると私立幼稚園の存廃に影響する問題です。施設面の問題と私立幼稚園との関係を調整していかないといけません。区立幼稚園をどのようにしていくべきか、大体的な方向は見えていますが、それをどのような手段で進めていくかということが難しいところではあります。

委員)

幼児教育と保育園は中身も管轄も違います。親のニーズは保育園に傾いています。4、5歳児のみの区立幼稚園を続けていくとなると、人集めは大変だと思います。待機児童を減らすために施設を作っても、ますます需要は増えます。これでは解決になりませんので、幼児教育の良さを伝え、保育時間内で充実した教育をしていけば、預かり保育といった問題はなくなると思います。教育基本法においても幼児教育や家庭教育の重要性が新たに盛り込まれましたので、公立幼稚園のあり方についてはきちんと考えていくべきだと思います。豊島区には認定子ども園はあるのでしょうか。

教育総務課長)

豊島区にはございません。

委員)

いずれは認定子ども園という方向性になると思います。幼稚園・保育園の連携や一元化についても視野に入れて3歳児保育も作るべきだと思います。非常に難しい問題ですが、公立幼稚園のあり方を十分検討していただきたいと思えます。

教育長)

今後のポイントとしては、施設の問題だと思います。幼稚園教育を充実させていくために、延長保育をして成果をあげている区もあります。予算や人の問題、私立幼稚園との兼ね合いで制約があり、以前にも廃園になりそうなところを、専任園長、専任副園長を置いてここまでやってきました。教育委員会事務局で今後の幼稚園のあり方をしっかり考えていきたいと思えます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第6号 就学援助の実績

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

ご意見、ご質問はありますか。

委員)

就学援助の認定率は23区の中ではどのくらいの位置なのでしょう。

学校運営課長)

公表データを出していない区もございますが、小学校は21区中6番目に低く、中学校は21区中5番目に低いです。豊島区は比較的、認定率が低い状況でございます。私立・国立の進学率の割合により認定率は変動することもあります。

委員)

就学援助は一律なのでしょう。それとも段階があるのでしょうか。

学校運営課長)

段階はございません。要保護世帯と準要保護世帯という分類になります。要保護世帯は生活保護を受給している児童・生徒で、準要保護世帯は所得基準により一律で支給をしております。学年によっては移動教室等があったりするので、支給額は個人によって違います。

委員)

就学援助は不確定な事業だと思いますが、予算を組むときはどうされているのでしょうか。

学校運営課長)

特に大きな変動がなければ、過去3年間の平均値で算定します。平成22年度に向けましては、母子加算の復活や学習支援費が生活保護の中で新たに支給されたということで、認定基準そのものが変わってまいります。その分につきましては予測をいたしまして、増える分は相当あるのではないかと考えております。

委員長)

以前に、自分の子どもをどの教育レベルまで受けさせたいかというアンケートで、大学進学が高かったと思います。高校への進学率も影響するのでしょうか。

教育総務部長)

就学援助は義務教育の機会均等を保障するということで、小・中学校まででございます。高校・大学については奨学金制度等により社会的に措置されております。子どもにどのような教育を受けさせるかは、それぞれの家庭での教育方針や家庭の事情によるものと考えております。

教育長)

保護者の価値観は多種多様に変化してきています。保護者の教育に対する思いや子ども

の将来をどのように考えているかを感じます。子どもに労をかけるのはよろしくないという考え方もありますが、子どもがそういった親の考え方を知りながら大人になっていく、経済的にも苦勞をかけずにがんばっていくことも大切です。こういったことは教育的にも大事なことですし、我々はそこで足りないものを補ったり、応援をしていくべきだと思います。給食費についても話題となっておりますが、それぞれの家庭での受け止め方により、学校や先生が大変な思いをしている現場の声もあります。そういった声にも耳を傾けていく必要があると思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) その他

区立学校におけるインフルエンザによる臨時休業について

(午後3時50分 閉会)